令和2年度第1回農林水産消費安全技術センター契約監視委員会 審議概要

開催日時	令和2年5月19日 (火) 10:30 から 12:00 まで
開催場所	さいたま新都心合同庁舎検査棟1階 中会議室
出席者	委員長 : 寺山 昌文 (寺山公認会計士事務所所長)
	委 員 : 大塚 嘉一 (菊地総合法律事務所所長)
	委 員 : 中野 隆史 (独立行政法人農林水産消費安全技術センター監事)
議 題	(1) 令和元年度(第3及び第4四半期)の契約状況の点検・見直しについて
	ア 競争性のない随意契約の契約状況
	イ 一者応札・一者応募の契約状況
	(2) 調達等合理化計画について
	ア 令和元年度の調達等合理化計画実施状況の自己評価(案)
	イ 令和2年度の調達等合理化計画(案)
	(3) 令和元年度の公益法人に対する支出に係る点検・見直しについて
	ア 契約による支出状況
	イ 契約以外の支出状況
	(4) その他
対象期間	令和元年10月1日~令和2年3月31日
審議概要	(1) 令和元年度(第3及び第4四半期)の契約状況の点検・見直しについて
	資料により担当者から説明があった後、各契約の妥当性や競争性の確保の状
	況を確認するとともに、一者応札・一者応募の改善方法の適切性に関する点検・
	見直しを行い、説明内容について承認した。主な質疑応答は以下のとおり。
	   ① 分析機器の点検業務について、競争性のない随意契約でメーカーと直接契約
	を行っている場合と、競争入札の結果、代理店と契約を行っている場合があるこ
	とについて、委員から理由及び考え方の説明を求めた。
	担当者から、点検業務について競争入札を行う場合、代理店間での競争性はあ
	るが、地域によっては取扱える代理店が限定されており、結果として一者応札・
	一者応募となることがある。点検業務については、競争性のない随意契約でメー
	カーと直接契約を行うことを検討中であるとの回答があった。
	委員から、機器の点検業務はメーカー又は購入した際の代理店と契約することは
	問題ないと考えるので、その状況を明確にして随意契約とすることを検討いただき
	たいとの意見があった。
i .	

② 競争性のない随意契約とした「情報システムのリモート接続サービスの構築」について、テレワークにより今後ライセンス数が増える予定はあるのか。また、増設する場合も同様に随意契約とするのかについて、委員から説明を求めた。

担当者から、当該契約はテレワーク用ではなく出張用に 20 ライセンス分を契約したものである。今後、どのような業務がテレワークで対応可能かを検討した上で必要なライセンス数を決める必要があるが、増設する場合も随意契約になるであろうとの回答があった。

③ 再度公告の上、一者応札・一者応募となった「標的型攻撃メール訓練業務」について、委員から課題点の説明を求めた。

担当者から、予定価格の設定の適正性に加え、郵送のみでの入札であったことも要因であると考えるとの回答があった。

④ 一者応札・一者応募となった「メディアシュレッダー」について、事前問合せを 行ったが応札を行わなかった業者に対してその理由をヒアリングしたところ、「仕様 に合う機種の提案が難しかった」との回答があった。このことに関して、委員から説 明を求めた。

担当者から、電気設備上、電圧が 100V に対応できることを仕様として挙げていた。メーカーで取り扱っているのは 200V 対応の機種が多く、100V 対応の機種を提案したのが落札者のみであったとの回答があった。

(2) 調達等合理化計画について

資料により担当者から説明があった後、令和元年度調達等合理化計画実施状況・自己評価(案)及び令和2年度調達等合理化計画(案)について承認された。

- (3) 令和元年度の公益法人に対する支出に係る点検・見直しについて 資料により担当者から説明があった後、公益法人に対する支出状況について 承認された。
- (4) その他特になし。